

# 人事行政の運営等の状況の公表

市では、地方公務員法に基づき、人事行政の公平性・透明性の確保のため、毎年、人事行政の運営等の状況を公表しています。

詳しいことは、情報公開コーナー（市役所6階）やHPでご覧になれます。

HP <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014011000179/>

お問合せ 人事課 ☎21・3664・3667

## 任免および職員数

職員の任免には、採用や退職等があります。令和3年4月2日から令和4年4月1日までの採用者数および令和3年度中の退職者数は表1のとおりです。

また、令和4年5月1日現在の職員数については、表2のとおりです。

表1 採用者・退職者数の内訳

職種	採用者数 (R3.4.2～R4.4.1)	退職者数 (R3.4.1～R4.3.31)
一般事務・技術職	50人(15人)	54人(11人)
技能労務職	0人(7人)	7人(7人)
医療職	121人(7人)	92人(10人)
消防士	7人(4人)	10人(2人)
電車乗務員	0人(0人)	2人(0人)
教員	7人(0人)	5人(1人)
会計年度任用職員(フルタイム)	250人	253人
合計	435人(33人)	423人(31人)

※( )内の数は、再任用職員で外数

※退職者数は、定年退職・定年外退職の合計

表2 職員数

(R4.5.1 現在)

区分	人数	区分	人数
一般部局	1,328人	消防	390人
議会事務局	16人	定数内(計)	3,319人
教育委員会	263人	定数外派遣等	35人
選挙管理委員会	9人	再任用職員(短時間勤務)	19人
監査事務局	8人	会計年度任用職員(フルタイム)	241人
農業委員会	1人	定数内+定数外派遣等+再任用職員(短時間勤務)+会計年度任用職員(フルタイム)	3,614人
企業局	255人		
病院局	1,049人		

※職員数には、病気休職職員および育児休業職員を含む。

※定数内(一般部局～消防)には、再任用職員(フルタイム勤務)を含む。

※定数外派遣等は、公立はこだて未来大学への派遣等です。

●障害者雇用率(R4.6.1 現在) 2.61%(法定雇用率2.60%)

## 勤務時間その他の条件

職員の勤務時間(一般的な例)は始業時刻が午前8時45分、休憩時間が正午～午後1時、終業時刻が午後5時半となっています。

休暇には有給休暇(年次休暇・病気療養休暇・特別休暇)と無給休暇(介護休暇)があります。

## 分限処分および懲戒処分

分限処分とは、疾病等により職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務員率を維持することを目的として、その職員に対して行う不利益処分(降任・免職・休職)をいい、3年度中の処分者数は降任0人、免職0人、休職38人です。

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非遵行を行なった職員に対し、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う制裁措置(戒告・減給・停職・免職)をいい、3年度中の処分件数は戒告0件、減給3件、停職0件、免職1件です。

## 人事評価

職員の能力および業績を把握した上で行う人事評価を導入しており、その評価結果を勤勉手当および昇給に反映しているほか、昇任、人事異動、人材育成などに活用しています。

## 研修

長期的人材育成の観点から、自己啓発や職場内研修との連携を図りながら、意欲の引き出しと能力開発・向上に重点を置いた研修事業を行っています。3年度は、新規採用職員研修などを行い、延べ439人が受講しました。

## 福利厚生制度

職員の健康の保持増進を目的に、安全衛生委員会および衛生委員会を設置

して、職場における安全衛生管理の指導・啓発を行うとともに、メンタルヘルス対策をはじめ、生活習慣病予防等に関する保健指導を行っています。

また、職員の相互扶助や健康増進を図るため職員厚生会を設立し、各種事業を行っています。

なお、この厚生会の事業は、職員が負担する掛け金と事業主である市が負担する交付金を主な財源として実施しています。

## 給与の状況

職員の給与は、基本給としての給料

表3 初任給と経験年数別平均給料月額状況

(R4.4.1 現在)

区分	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	182,200円	260,186円	308,820円	351,615円
行政職 高校卒	150,600円	224,286円	*260,817円	*318,790円

(注)①経験年数とは、新卒採用の場合は採用後の年数をいい、その他の場合は前職(民間企業等)の期間を加算した年数をいいます。②再任用職員(フルタイム勤務)を含みます。

※該当職員が3人以下のため近似階層職員を含めた額を記載しています。

表4 平均給与月額状況

(R4.4.1 現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.8歳	318,396円	373,286円

(注)①平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

②再任用職員(フルタイム勤務)を含みます。

表5 職員給与費の状況

(R4一般会計当初予算)

職員数 (A)	職員給与費				職員1人当たり 給与年額 (B/A)
	給料・報酬	期末勤勉手当	その他手当	計 (B)	
2,932人	8,362,883千円	3,062,192千円	1,408,172千円	12,833,247千円	4,377千円

(注) ①職員給与費には退職手当、共済費などの使用者負担分、特別職分は含みません。  
②再任用職員および会計年度任用職員を含みます。

表6 特別職の報酬等の状況

(R4.4.1 現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長 副市長 教育長	給料	1,050,000円
		830,000円
		740,000円
議長 副議長 議員	議員報酬	630,000円
		560,000円
		510,000円
		職務上の加算措置があります。

(注) 6月支給分の期末手当については、令和3年12月に支給された期末手当の0.15月に相当する額を減じて支給しています。

と扶養手当や通勤手当などの一定の条件に於てはまる場合に支給される諸手当からなり、市議会の議決を経て条例で定められています。  
初任給と経験年数別平均給料月額との状況は表3、平均給与月額との状況は表4、給料に各種手当を合わせた職員給与費の状況は表5、諸手当の内容は給与の概要のとおりです。

給与の概要

(R4.4.1 現在)

**毎月上給されるもの**

- 給料** 民間の基本給に相当するもので、職務と責任の度合いに応じて、給料表に定められています。
- 扶養手当** ( ) 内は部長
 

子1人につき	10,000円
子以外の扶養親族1人につき	6,500円 (3,500円)

(注) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は5,000円加算。
- 住居手当** 借家等 家賃に応じた額 (家賃の額が月16,000円を超えるとき) (100円～28,000円)
- 通勤手当** 通勤距離が片道2km以上の職員が対象
 

交通機関利用者 (6カ月毎に支給)	運賃相当額 (1カ月当たり限度額55,000円)
乗用車等利用者	通勤距離に応じた額 (2,000円～31,600円)
- 管理職手当** 課長補佐職以上の職員が対象
 

部長	88,000円	課長	64,000円
部次長	74,000円	課長補佐	57,000円
- その他** 地域手当 (医師、東京・札幌勤務職員のみ)、単身赴任手当など

**勤務実績に応じて支給されるもの**

- 時間外勤務手当** 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当 (令和3年度職員1人当たり平均支給年額 32万4千円)
- その他** 新型コロナウイルス感染症対策作業手当、宿日直手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当など

**一定の時期に支給されるもの**

- 年末・勤勉手当** ( ) 内は部長・部次長
 

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.200月分 (1.000月分)	標準0.95月分 (標準1.15月分)
12月期	1.200月分 (1.000月分)	標準0.95月分 (標準1.15月分)
計	2.400月分 (2.00月分)	標準1.90月分 (標準2.30月分)

(注) 職務上の段階による加算措置があります。  
(注) 6月支給分の期末手当については、令和3年12月に支給された期末手当の0.15月に相当する額を減じて支給されています。  
(注) 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されています。
- 寒冷地手当** 11月から翌年3月 月額 22,540円  
(注) 扶養親族のある世帯主の場合。
- 退職手当** 退職時の給料月額に勤続年数と退職理由に応じて定められた支給率を乗じて算出されます。
 

勤続年数	自己都合退職	応募認定・定年退職	
令和4年度	20年	19.6695月分	24.586875月分
	25年	28.0395月分	33.27075月分
	35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	704万8千円	1,986万5千円	

(注) 1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。なお、令和3年度において応募認定退職はありませんでした。

行政職給料表の職務の級区分ごとの職員数

(R4.4.1 現在)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数・割合	職制上の段階
1級	主事・技師の職務	398人 21.9%	係員級
2級	主任主事・主任技師の職務	451人 24.8%	
3級	主任の職務	275人 15.1%	主任級
4級	主査・係長の職務	481人 26.5%	主査・係長級
5級	課長補佐の職務	8人 0.4%	課長補佐級
6級	課長の職務	151人 8.3%	課長級
7級	部次長の職務	28人 1.6%	部次長級
8級	部長の職務	25人 1.4%	部長級
合計		1,817人	

市では、地方公務員法に基づき、職務の級および職制上の段階ごとの職員数を公表します。行政職給料表適用職員以外の職員など、詳しい内容はHPをご覧ください。  
お問合せ 人事課 ☎21・3664

職務の級および職制上の段階ごとの職員数の公表

市長等の特別職の給料や市議会議員の報酬は、市内各界の代表者等で構成される特別職報酬等審議会の答申を受け、市議会の議決を経て条例で定められています。  
特別職の報酬等の状況は表6のとおりです。

特別職の報酬等